

○忍野村上水道事業給水条例施行規程

平成19年1月30日

告示第7号

改正 令和3年3月29日告示第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、忍野村上水道事業給水条例(昭和62年忍野村条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 忍野村水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。
- (2) 給水装置 需要者に水を供給するために本村の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) 給水装置の工事 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。)第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。
- (4) 指定給水装置工事事業者 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により、管理者の指定を受けた者をいう。
- (5) 使用者等 給水装置の使用人又は所有者、代理人若しくは管理人をいう。

(代理人)

第3条 条例第4条の規定に基づいて代理人を置くときは、代理人選任届(様式第1号)に関係者連署の上、管理者に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の代理人は、独立の生計を営む村民で、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 水道料金等の納入について、管理者が不相当と認める者

(管理人)

第4条 条例第5条の規定に基づいて管理人の選定をしたときは、管理人選任届(様式第2号)に関係者連署の上、管理者に届け出なければならない。

2 管理人の選定に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

(標識)

第5条 専用給水装置の使用者は、別に定める標識を門戸に掲示しなければならない。

(給水装置の工事の申込み)

第6条 条例第9条第1項の規定により給水装置の工事をしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、別表第1に規定する給水装置工事申込書その他の必要書類を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、給水装置工事承認書(様式第3号)を当該工事申込者に送付する。

3 前項の給水装置の工事の申込みに当たり、利害関係人から異議の申立てがあるときは、工事申込者の責任とし、管理者は、その責めを負わない。

(給水装置の工事の申込みその他の事項の委任)

第7条 工事申込者は、前条第1項に規定する給水装置の工事の申込みその他の給水装置の工事の施行に係る事項を、指定給水装置工事事業者に対し委任しなければならない。

(給水装置の工事の申込みの取消し)

第8条 工事申込者及び工事申込者から委任を受けた指定給水装置工事事業者(以下これらを「工事申込者等」という。)は、給水装置の工事着工前においては、当該工事の申込みを取り消すことができる。この場合において、当該工事を取り消そうとする者は、給水装置工事取消届(様式第4号)により管理者に届け出なければならない。

2 工事申込者等が工事承認後60日以内に着工しなかったときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。

(軽微な修繕工事の申込み及び費用)

第9条 給水装置の軽微な修繕工事は、口頭により申し込むことができる。

2 給水装置の軽微な修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者が配水管の布設をしてある公道部分に属する給水装置を修繕し、又は管理者が必要と認める水道メーター(以下「メーター」という。)の位置替え等をする場合は、これを徴収しない。

(給水装置の構造)

第10条 条例第8条第1項に規定する給水装置の構造の基準は、必要な水量を給水するために最も効果的かつ経済的な構造を採るとともに管理者が定めた構造とする。

2 前項以外の給水装置の構造の基準は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条第1項及び第2項に定める基準を満たすものでなければならない。

(危険防止)

第11条 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対し、十分な耐力を有し、かつ、水が汚染

され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

- 2 給水装置には、ポンプその他水撃作用を生じやすい用具及び機械を直結してはならない。
- 3 給水装置には、井戸、河川その他本村が布設した配水管以外の水管又は汚染の原因となるおそれのある機械器具と直結してはならない。

(給水管の口径)

第12条 配水管の取付口における給水管の口径及びメーターの口径は、その用途、使用水量、同時使用率、配水管の計画最低水圧等を考慮し、その所要水量を十分に供給できる大きさとし、周囲の給水状況等の事情を参酌して管理者が定める。ただし、分岐しようとする管の口径と同径未満のものでなければならない。

(給水管の埋設)

第13条 給水管の埋設の深さは、次のとおりとする。

(1) 口径50ミリメートル未満の管

- ア 幅員が2メートルを超える公道及び私道内は、道路舗装の厚さに30センチメートルを加えた値、又は理論凍結深に30センチメートルを加えた値75センチメートル以上
- イ 幅員が2メートル未満の公道内75メートル以上
- ウ 幅員が2メートル未満の私道内75センチメートル以上
- エ その他の部分「道路土工要綱」に掲載されている理論凍結深45センチメートル以上

(2) 口径50ミリメートル以上の管

- ア 幅員が2メートルを超える公道及び私道内は、道路舗装の厚さに30センチメートルを加えた値、又は理論凍結深に30センチメートルを加えた75センチメートル以上
- イ 幅員が2メートル未満の公道及び私道内75センチメートル以上
- ウ その他の部分60センチメートル以上

- 2 給水管は、原則として家屋の外回りに埋設し、かつ、下水、便池、汚水タンク等から遠ざけて埋設しなければならない。

(止水栓及び制水弁)

第14条 配水管から分岐した給水管には、原則として当該配水管の布設してある道路に面した宅地側又は分岐箇所が道路の交差点にある場合には、道路肩の延長線の宅地側に止水栓又は制水弁を設けなければならない。

(メーターの設置)

第15条 メーターは、別表第2に規定する基準により設置する。ただし、この基準により難しいときは、工事申込者等は、管理者と協議し、その指示に基づき設置しなければならない。

(メーター及び止水栓の保護及び管理)

第16条 メーター及び止水栓は、管理者が貸与し、又は指定するボックスにより保護しなければならない。

2 使用者等は、貸与されたメーター及び止水栓、ボックスを破損しないよう管理しなければならない。

(受水槽の設置等)

第17条 一時に多量の水を使用する装置その他使用目的により一定限度以上の水圧を必要とする装置若しくは給水により危険の増大するボイラー等の装置を備えるとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合においては、受水槽を設けなければならない。

(1) 地上3階建て以上の建物に給水する場合

(2) 6棟以上の建物又は住居規模が6棟以上の共同住宅(店舗、事務所等を含む。)に給水する場合

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院、診療所等に給水する場合

(4) 理容院、美容院その他水道水を多量に使用する業種又は水道水を営業用に使用する業種で管理者が必要と認めた場合

2 受水槽の容量は、計画最大使用水量の8時間を下らない容量とし、かつ、水槽外部の6面が点検できる構造とする。

3 受水槽は、付近に雑排水、汚水、便所、浄化槽等のある場所に設置してはならない。ただし、管理者が設置の必要を認めない場合はその限りではない。

(逆流防止等の措置)

第18条 給水装置の末端の用具は、完全に逆流を防止することができ、かつ、停滞水が生じない設備でなければならない。

(共有給水管線)

第19条 共有する給水管は、原則として道路又は道路に準ずる場所に布設しなければならない。

(撤去工事)

第20条 配水管から分岐した給水管を撤去する場合には、本管上で分水止めとし、その他についてはキャップ止め、フランジ止め又はプラグ止めとしなければならない。

2 給水管から更に分岐した給水管を撤去する場合には、分岐箇所をキャップ止め又はプラグ止めとしなければならない。

(施工上の特例)

第21条 指定給水装置工事事業者は、工事の施行技術上やむを得ず第10条から前条までの規定により難いときは、特に管理者の許可を得て、その一部を第10条から前条までの規定によらないことができる。

(給水装置の工事に関する必要事項)

第22条 給水装置の工事の施行に当たっての必要事項は、法令、条例及びこの規程によるほか、本村の給水装置の工事の施行方法による。

(工事設計の審査)

第23条 条例第10条第1項の規定により、あらかじめ管理者の設計審査を受けようとする者は、設計審査申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、管理者に提出しなければならない。

- (1) 設計書
- (2) 付近位置図
- (3) 施工平面図
- (4) 所要材料明細書及び単価見積書
- (5) 労力費明細書

(設計の範囲)

第24条 給水装置の設計の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、給水栓まで
- (2) 受水槽を設けるものについては、受水槽の給水口まで

2 前項第2号の場合において、管理者が必要があると認めるときは、受水槽以下の設計図を提出させることができる。

(給水装置の材質基準)

第25条 条例第8条第1項に規定する配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いる材料の材質は、別表第3に規定するものでなければならない。

2 前項以外の給水装置の工事に使用される材料の材質は、政令第5条第1項及び第2項に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(通常検査)

第26条 管理者が管理上必要と認める通常検査は、その位置、構造、材質、機能及び漏水の有無について実施する。

(完成届)

第27条 指定給水装置工事事業者は、条例第10条第2項の規定により給水装置の工事を施行

したときは、完成後直ちに給水装置工事完成届・工事検査申請書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(完成検査)

第28条 給水装置の工事の完成検査は、次に掲げる事項について実施する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 給水管の管種、口径及び延長並びにメーター及び止水栓の位置の適否
- (2) 材料の確認
- (3) 分岐箇所、接続箇所、屈曲箇所等の施工技術の適否
- (4) 給水管の埋設の深さの適否
- (5) 水圧試験による耐圧検査
- (6) その他管理者が必要と認める事項

2 指定給水装置工事事業者は、検査の結果、手直しを指示されたときは、指定された期間内に手直しをし、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(給水装置検査合格証)

第29条 給水装置の検査に合格した装置について、工事申込者等から申請があった場合には、管理者は、給水装置検査合格証(様式第7号)を交付する。

(工事費の算出方法)

第30条 条例第14条に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 設計費は、工事設計額の100分の3とする。
- (2) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が定める材料単価額を乗じて算出する。ただし、燃料、接合材料等数量の定め難いものについては、別に定める。
- (3) 運搬費は、その工事の状況を勘案して管理者が認定する。
- (4) 労力費は、その工事に要する労力の算出歩掛かりに、その工事に従事する配管工及び土工の賃金の額を乗じたものとし、労力の算出歩掛かり並びに配管工及び土工の賃金の額は、管理者が別に定める。
- (5) 道路復旧費は、道路管理者が別に定める。
- (6) 間接費は、当該工事の状況を勘案して管理者が別に定める。

(工事費の予納の例外)

第31条 条例第14条第1項ただし書の規定により工事費の予納を必要としないものは、官公署、国公立学校等工事費の納入について十分信用のおけるもので、管理者が認めるものとする。

(工事費の分納)

第32条 条例第15条の規定により工事費の分納をしようとする者は、その理由を明記した水道工事費分納申請書(様式第8号)を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た者は、遅滞なく連帯保証人2人以上が連署した水道工事費分納誓約書(様式第9号)を管理者に提出するとともに、第1回分の分納金として工事費の3分の1以上の額を納付しなければならない。

3 分納の回数は、3回以内とし、分納の期限は、第1回分納金の納付の日から起算して60日以内とする。

4 工事費を分納で納付する場合の給水装置の工事は、第1回分納金の納付後に着工する。

5 第2項の連帯保証人の選定については、第3条第2項の規定を準用する。

(届出)

第33条 条例第22条及び第23条に規定する届出は、管理者が別に定める書類による。

(計量制の例外)

第34条 条例第20条第1項ただし書の規定によりメーターにより計量する必要のないものは、次のとおりとする。

(1) 臨時用給水のうち給水タンク等によりその水量がメーターによらないで計算できるとき。

(2) 緊急の給水でメーター設置等の時間的余裕がないとき。

(3) 既設の給水装置でメーターの設置が不可能又はメーター設置の経費が極めて大きいとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公共用等で管理者が特に設置の必要がないと認めたとき。

(私設のメーターを使用する者)

第35条 私設のメーターを使用しようとする者は、当該私設メーターの検査合格を証する書類を添えて管理者に私設メーター使用許可申請書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 私設のメーターの使用許可を受けた者(以下「私設メーター使用者」という。)は、当該計器の検定期限が到来するまでにその計器の交換をしなければならない。

3 検定期限前において、管理者がその計器の不調を認め、私設メーター又は公認メーターとの交換を指示した場合は、私設メーター使用者は、遅滞なくその指示に従わなければならない。

(メーターの保全)

第36条 使用者等は、細心の注意をもってメーターを管理し、メーターの設置場所に検針若

しくは計器の機能を妨害するような物件を置き、又は工作を施すような行為をしてはならない。

- 2 前項の管理を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷したときは、使用者等は、管理者が時価の範囲内で定める損害額を賠償しなければならない。

(配水管等の保全)

第37条 配水管等を破損し、又は損傷した者は、その損害額を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害額の基準は、管理者が別に定める。

(給水装置の機能及び水質の検査)

第38条 使用者等が条例第26条による検査を請求しようとするときは、文書により請求をしなければならない。

- 2 条例第26条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次に掲げるときをいう。

- (1) 給水装置の機能検査について、特に原材料の使用を必要とするとき。
- (2) 水質検査について、飲料の適否に関する検査以外の検査をするとき。
- (3) その他通常の検査以外で、特別の費用を要するとき。

第39条 給水装置の所有者を変更しようとする者は、給水装置所有者変更届にその他必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(メーターの検針)

第40条 管理者は、条例第33条の規定によりメーターを検針したとき、及び条例第34条の規定により使用水量を認定したときは、その状況を記載した書類を使用者等に交付する。

(共同住宅等の定義)

第41条 条例第32条に規定する共同住宅等とは、受水槽以下の各戸に給水するための流水装置を有する地上3階建て以上の建物をいう。

(業務の委託申請及び決定)

第42条 条例第32条の規定による共同住宅等の戸別検針及び水道料金の戸別徴収について、業務の委託をしようとする使用者等(以下「申請者」という。)は、戸別検針・徴収申請書(様式第11号)に必要とする書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定に基づく委託の申請があったときは、戸別検針及び水道料金の戸別徴収の業務を受託することについて必要な調査をし、その適否を決定し、受託を決定したもののについては、次に掲げる条件を付し、当該申請者に通知しなければならない。

- (1) 受水槽以下の給水装置に附帯するメーターについては、管理者の認定するメーターを使用者等の負担で設置し、維持管理をすること。

- (2) メーターの故障、耐用年数の経過等によるメーターの交換その他管理者が必要があると認めるときは、使用者等の受水槽以下の装置を検査し、当該使用者等の負担で必要な措置を講じさせることができること。
- (3) 各戸使用者等に係る水道料金は、管理者の指定する金融機関の預金口座振替等の方法で納入すること。この場合において、振替不能等により、水道料金の滞納が生じたときには、使用者等の責任において処理すること。
- (4) 使用者等は、給水装置に附帯するメーターから算出された使用水量が受水槽以下の給水装置に附帯する各戸のメーターの使用水量の合計額を超える場合には、その超えた使用水量の水道料金を管理者に納入すること。
- (5) その他条例、規程に基づく報告、届出等の義務を速やかに履行すること。
- 3 管理者は、使用者等が条例又はこの規程に違反し、勧告しても義務履行がなされる見込みがないときは、戸別検針及び水道料金の戸別徴収業務の受託を取り消し、文書により使用者等に通知する。

(様式)

第43条 この規程の施行に関し必要な書類の様式は、管理者が別に定める。

(補則)

第44条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第29号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

給水装置工事申込み時の必要書類

- 1 給水装置工事申込書・権利関係同意書・委任状・覚書・位置図・設計図(指定用紙)
- 2 給水装置工事設計書(指定用紙)
- 3 土地証明書及び公図写し
なお、工事申込者が相続等の手続が未了の場合には、相続人代表者指定届の写し、納税証明書及び戸籍謄本の写し等を添付すること。
- 4 建築確認申請書写し
- 5 水道料金等預金口座振替依頼書
- 6 給水装置所有者変更届の必要書類

- (1) 所有者変更届(指定用紙)
- (2) 贈与及び相続のときは、戸籍謄本の写し
- (3) 売買のときは、登記事項証明書の写し

別表第2(第15条関係)

水道メーター設置基準

- 1 給水栓で直結給水するものについて、専用又は共用給水装置ごとに水道メーター1個の設置とする。
- 2 共同住宅及び貸店舗、事務所等の水道メーターの設置は、原則として1個の設置とするが、所有者等の要望により5個までは道路に並列し、基準位置で各戸に設置することができる。
- 3 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに水道メーター1個の設置とする。
- 4 水道メーターの設置場所は、敷地への出入口で点検しやすく常に乾燥していて、かつ、汚染及び損傷のおそれのない場所とする。
- 5 水道メーターの位置は、道路又はこれに準ずる道路で民地境から民地側1.2メートル以内に設置するものとする。ただし、敷地の状況等により民地側1.2メートル以内に設置が困難な場合は、3.0メートル以内とすることができる。
- 6 工事の申込みをする土地に隣接する道路がない袋地の場合において、隣接した土地から分岐して給水装置を設置するときの水道メーターの設置位置は、申込者の敷地境から1.2メートル以内とする。
- 7 新規の給水取り出しは、申込みの土地に隣接する道路の配水管から分水するものとする。ただし、特別な事情により隣接する他人の土地を通過して給水装置を設置するときは、利害関係人である権利関係者の同意書(印鑑証明添付)を提出しなければならない。
- 8 その他特別の事情により基準により難しいときは、管理者と協議し、その指示によるものとする。

別表第3(第25条関係)

給水装置材料表

分類	品名	適用規格		使用範囲	摘要
		品名	規格番号		
管類	1 ステンレス管	水道用ステンレス管	JIS G3448 SUS 304 SUS 316	13mm～ 25mm	

2 鋼管	水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管	JWWA K116—72	13mm～ 75mm	
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K132	13mm～ 75mm	
	水道用エポキシ樹脂粉体内外面コーティング鋼管	JWWA K133	13mm～ 75mm	
3 鋳鉄管	水道用ダクタイル鋳鉄管	JIS G5526	75mm～	K型
		JWWA G113	250mm	NS型
		JDPA G1049		GX型
4 ポリエチレン管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K6762	13mm～ 50mm	
	水道用ポリエチレン管	JIS K6787	50mm～ 100mm	
5 鋼管用異形管	鋼管用内外面粉体塗装	JIS B2301	13mm～	
	金属継手(離脱防止金具付)	JWWA K117	50mm	
	ライニング鋼管用継手	JIS B2301 JWWA K117	13mm～ 50mm	
6 鋳鉄管用異形管	ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G5527	75mm～	K型
		JWWA G114	250mm	NS型
		JDPA G1049		GX型
7 ポリエチレン管用異形管	水道用ポリエチレン管継手	JIS K6788	13mm～ 100mm	
	水道用ポリエチレン管用金属継手(離脱防止金具付)	JWWA K145	13mm～ 100mm	
水栓類	8 止水栓類	甲型止水栓	管理者の定めるもの	13mm～ 50mm
		ボール式止水栓	管理者の定めるもの	13mm～

				50mm	
		サドル付き分水栓	管理者の定めるもの	13mm～ 50mm	
弁類	9 埋設用ネジ 込スリース バルブ	青銅製10kg/cm ² ネジ 込仕切弁	JIS B2023に準拠	13mm～ 50mm	
	10 仕切弁	ソフトシール仕切弁	JWWA B120 JIS B2062	75mm～ 250mm	
ボックス 類	11 量水器筐	樹脂製	管理者の定めるもの		
		樹脂製(蓋铸铁製)	管理者の定めるもの		
	12 制水弁筐	ネジ筐(大)	管理者の定めるもの		
	13 制水弁筐	レジンボックス	管理者の定めるもの		

様式第1号(第3条関係)

代 理 人 選 任 届

- 1) 給水装置設置場所 忍野村
- 2) 給水装置整理番号

上記給水装置の工事の申込みをするに当たり、忍野村上水道事業給水条例に定める事項を行うため、同条例第4条の規定に基づき、下記の者を給水装置の所有者の代理人としてお届けします。

年 月 日

忍野村長 様

所有者 住所

氏名 ㊟

代理人 住所

氏名 ㊟

様式第2号(第4条関係)

管 理 人 選 任 届

- 1) 給水装置設置場所 忍野村
- 2) 給水装置整理番号

上記給水装置の使用に関する事項を処理するに当たり、忍野村上水道事業給水条例第5条の規定に基づき、下記の者を給水装置の所有者の管理人としてお届けいたします。

年 月 日

忍野村長 様

所有者 住所

氏名

㊞

管理人 住所

氏名

㊞

様式第3号(第6条関係)

年 月 日			
給水装置工事承認書			
様			
忍野村長 印			
<p>忍野村上水道事業給水条例第9条の規定により 年 月 日付けで申請のあり ました給水装置の工事の申込みについて、同条例施行規程第6条第2項の定めるところに より承認します。</p>			
受付番号	第 号	整理番号	
給水場所	忍野村		
指定給水装置 工事業者			
工事種別	新設・取出・改造・口径変更・臨時・撤去		
用途			
取出口径	φ mm	メーター口径	φ mm
特記事項			

様式第4号(第8条関係)

年 月 日			
給水装置工事取消届			
忍野村長		様	
届出者 住 所			
氏 名			
㊟			
施 工 住 所			
事業者名			
㊟			
下記の給水装置工事を取り消したいのでお届けします。			
受 付 番 号	第 号	整 理 番 号	
設 置 場 所	忍野村		
届 出 事 由			
納 入 処 理	未 ・ 済	納 入 金 額	
摘 要			

様式第5号(第23条関係)

年 月 日			
設 計 審 査 申 請 書			
忍野村長		様	
		申込者 住 所	
		氏 名	㊟
		施 工 住 所	
		事業者名	㊟
忍野村上水道事業給水条例第10条の規定に定めるところにより、給水装置工事の設計 審査を申請します。			
受 付 番 号	第 号	整 理 番 号	
給 水 場 所	忍野村		
工 事 種 別	新設・取出・改造・口径変更・臨時・撤去		
用 途			
取 出 口 径	φ mm	メ ー タ ー 口 径	φ mm
特 記 事 項			

様式第6号(第27条関係)

年 月 日			
給水装置工事完成届・工事検査申請書			
忍野村長		様	
<div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 申込者 住 所 氏 名 ㊟ 施 工 住 所 事業者名 ㊟ </div>			
<p>給水装置の工事が完成したので、忍野村上水道事業給水条例第10条第2項並びに同条例施行規程第27条及び第28条の規定に基づき、下記のとおり工事検査をお願いします。</p>			
受 付 番 号	第 号	整 理 番 号	
工 事 場 所	忍野村		
工 事 種 別	新設・取出・改造・口径変更・臨時・撤去		
取 出 口 径	φ mm	メ ー タ ー 口 径	φ mm
受 水 槽 容 量	m ³		
摘 要			

様式第7号(第29条関係)

年 月 日			
給水装置検査合格証			
様			
忍野村長			印
忍野村上水道事業給水条例施行規程第28条に基づき完成検査を行ったところ給水装置の工事を適正と認め合格とします。			
受付番号	第 号	整理番号	
給水場所	忍野村		
指定給水装置 工事業者			
工事種別	新設・取出・改造・口径変更・臨時・撤去		
用途			
取出口径	φ mm	メーター口径	φ mm
特記事項			

様式第8号(第32条関係)

年 月 日	
水道工事費分納申請書	
忍野村長	様
	申込者 住所
	氏名 ㊟
<p>忍野村上水道事業給水条例第15条の規定により、給水装置の工事費の納付について同条例施行規程第32条の定めるところにより分納していただきたく申請します。</p>	
給水場所	忍野村
工事概算額	
分納金額	
理由	

様式第9号(第32条関係)

年 月 日	
水道工事費分納誓約書	
忍野村長 様	
申込者 住所	
氏名 ㊟	
忍野村上水道事業給水条例第15条の規定により、給水装置の工事費の分納について同 条例施行規程第32条第2項の定めるところにより連帯保証人を付け申請します。	
連帯保証人 住所	
氏名 ㊟	
連帯保証人 住所	
氏名 ㊟	
給 水 場 所	忍野村
工 事 費 概 算 額	
分 納 金 額	

様式第10号(第35条関係)

年 月 日			
私設メーター使用許可申請書			
忍野村長		様	
申込者 住所			
氏名 ㊟			
事業者 住所			
氏名 ㊟			
給水装置において、私設メーターを使用したいので、忍野村上水道事業給水条例施行規程第35条の規定に基づき、検査合格証を添えて下記のとおり申請いたします。			
工 事 場 所	忍野村		
受 付 番 号	第 号	第 号	第 号
整 理 番 号			
メ ー タ ー 口 径	φ mm	φ mm	φ mm
製 造 会 社 名			
製 造 番 号	No.	No.	No.
有 効 期 限	年 月	年 月	年 月
取 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検 査 合 格 証			

様式第11号(第42条関係)

戸別検針・徴収申請書

共同住宅等名称		
給水装置所在地		
共同住宅等所在地		
給水装置所有者		
給水使用者		

上記共同住宅を給水の特別措置(戸別検針及び戸別徴収)の共同住宅として業務委託を願
いたく忍野村上水道事業給水条例施行規程第42条第1項の規定により関係書類を添えて申
請します。

年 月 日

忍野村長 様

申請者(給水装置所有者)

住所

氏名



様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第23条関係)

様式第6号(第27条関係)

様式第7号(第29条関係)

様式第8号(第32条関係)

様式第9号(第32条関係)

様式第10号(第35条関係)

様式第11号(第42条関係)